

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する共同実施の覚書

東京都情報サービス産業健康保険組合（以下「T J K」）と_____（以下「事業所」）は「T J Kもしくは事業所」が実施する「予防接種法」に基づく新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する共同実施について以下の通り、覚書を取り交わすこととする。

1. 目的

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種は、被保険者および被扶養者等の新型コロナウイルス感染症を防ぎ、その安心・安全と健康維持を図るとともに、社会全体の接種率の向上、集団免疫の早期獲得による感染症のまん延防止をめざすことを目的とする。

2. 役割・補助内容

上記目的を達成する為、「T J K」及び「事業所」は連携・協力のもと、事業所で実施することを下記の通り定める。

<事業所>

- (1) 医師・看護師等の医療従事者、接種会場の設営・運営を担う事務スタッフ等、必要な人員の確保
- (2) 接種会場や会場設営に必要な備品等の確保

<T J K>

- (1) 新型コロナワクチン接種補助金申請書（別紙）にもとづき、接種1回あたり4,000円を上限に補助金を支給する。（接種費用が補助金限度額を下回る場合は実費を支給する）

※支給対象者は接種日時点でT J Kの資格を有する被保険者および被扶養者とする。

3. 留意事項

利用目的を新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に限定し、接種遂行上に必要最低限の情報を「T J K」及び「事業所」で共有することとする。また、その際の取扱いについては、個人情報保護法等の関連法や各々の規定に基づきT J Kホームページ等にて公表する。なお、本覚書に定めのない事項については、双方協議の上、別途定める。

4. 費用負担

「T J K」及び「事業所」は、本事業にかかる収入、費用負担等について以下のとおり定める。

- (1) 医師・看護師等の医療従事者等必要な人員確保、会場費については事業所が負担する。
- (2) 自治体から受け取る負担金については、事業所が収受する。

5. その他

「T J K」及び「事業所」は、本覚書を証とするため、2通作成し双方記名の上、各1通を所持する。

本覚書は令和__年__月__日より令和__年__月__日まで有効とする。

令和__年__月__日

事業所名_____印 東京都情報サービス産業健康保険組合 印